

決裁日：令和8年2月27日

施行日：令和8年4月 1日

矢巾町登録調査員制度要領

（目的）

第1条 この要領は、国及び県からの委託並びに町が実施する各種統計調査における統計調査員の選任を円滑にするため、あらかじめ調査員を登録し、統計調査員の確保に資するとともにその資質の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「統計調査員」とは、統計法(平成19年法律第53号)第14条に規定する統計調査員をいう。

2 この要領において「登録調査員」とは、この制度によって登録される統計調査員の本町における候補者をいう。

（登録目安数）

第3条 登録調査員数の目安は、地域コミュニティあたり1～3名とし、経済センサス－活動調査の調査区数の2分の1を下回らない数とする。

（登録）

第4条 次の各号のいずれかに掲げる者の中から適任者を選考し、登録調査員として登録するものとする。

- (1) 地域コミュニティから推薦のあった者
- (2) 公募に応募した者
- (3) 調査員として経験ある者のうち、町長が適当と認めた者

（登録調査員の資格）

第5条 登録調査員は、次の条件を満たす者とする。ただし、町長が調査活動に支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 統計調査に対し責任をもって、調査事務を遂行できる者
- (2) 秘密の保護に関し信頼のおける者
- (3) 税務、警察及び選挙に直接関係のない者
- (4) 暴力団員又は暴力団密接関係者でない者
- (5) 申請時の年齢が満18歳以上の者
- (6) その他調査活動に支障のない者

（登録の手続き）

第6条 登録調査員としての登録を行う者は、矢巾町登録調査員登録書(任意の様式。以下「登録書」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の登録書が提出されたときは、これを審査し、適当と認めた者について登録するものとする。この場合において、審査に面接を取り入れることができる。
- 3 前項の規定により登録したときは、その旨を本人に通知するものとする。

（登録期間及び再登録）

第7条 登録調査員の登録期間の目安は、登録の日から起算して10年を経過した以後における最初の年度末までとする。

- 2 前項の規定による登録期間が満了する前に、登録調査員に対して、再登録に係る意向について確認するものとする。

- 3 前項の規定による再登録に係る意向の確認に対して、登録調査員が再登録を希望する場合は、当該登録調査員は再登録されるものとし、再登録を希望しない場合は、当該登録調査員は再登録されないものとする。

(登録の取消し)

第8条 登録調査員が次の各号に該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から登録取消しの申し出があったとき
 - (2) 第5条に規定する資格に該当しなくなったとき
 - (3) 統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき
 - (4) 統計調査に従事するものとして、ふさわしくない行為があったと認められるとき
 - (5) 病気、転居その他の事由により統計調査事務に従事しがたいと認められるとき
 - (6) 本人の死亡が確認されたとき
 - (7) 本人と連絡が取れない状態等の登録を継続しがたい事由があると認められるとき
- 2 前項の規定により登録の取消しを行った場合（同項第6号又は第7号に該当する場合を除く。）は、その旨を本人に通知するものとする。

(調査員の選任等)

第9条 統計調査員を選任し、又は推薦するときは、登録調査員から行うものとする。ただし、統計調査を実施する場合の地域事情その他の事由により適格者を得られない場合は、この限りでない。

(調査の依頼)

第10条 前条の規定により選任又は推薦しようとするときは、あらかじめ調査の内容、調査の日程等を明示し、本人の同意を得なければならない。

(研修会等)

第11条 統計調査の円滑な実施を図るため、登録調査員に対し研修会等を開催し、又は統計調査実施に関する情報、資料等を配布するなど、その資質の向上に努めるものとする。

(秘密の保持)

第12条 登録調査員のうち統計調査に従事した調査員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、登録を取り消した後においても同様とする。

(情報の提供)

第13条 統計調査を実施するため、国又は他の地方公共団体から登録調査員にかかる情報の提供を求められたときは、登録調査員本人の同意を得た上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69号第2項第1号の規定に基づき、当該情報の提供を行うことができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。